

能登トキファンクラブ会則

(名称)

第1条 この会は、能登トキファンクラブと称す。

(事務所)

第2条 この会の事務所は石川県鳳珠郡穴水町乙ヶ崎ホー53に置く。

(目的)

第3条 この会は、ボランティア活動を通じてトキの放鳥及び増殖活動の支援を行うことを目的とする。

(活動・事業の種類)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の活動及び事業を実施する。

- (1) トキが生息するために必要とする環境整備の研究を行う。
- (2) トキ放鳥を目指し生息エリアの整備の支援活動を行う。
- (3) トキ放鳥後はトキの増殖環境の整備の支援活動を行う。
- (4) トキの生息環境整備の研究成果などトキに関するセミナーなどを開催し会員及び地域住民にトキとの共生の在り方を探求する。
- (5) 機関誌（含む、メールマガジン）を発行し会員に活動報告及び資料提を行う。

(会員)

第5条 この会の会員は、次の2種類とする。

- (1) 正会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。
- (2) 賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会した者とする。

(入会)

第6条 会員として入会を希望する者は、入会申込書を会長に提出しなければならない。

- (1) 入会申込書の提出を受けた会長は速やかに役員会に図り、その結果を入会申込者に通達しなければならない。

(会費)

第7条 会費は無料とする。

- (1) 会の運営費用は寄付金を持って充てる。

(退会)

第8条 会員は、退会届を会長に提出し任意に退会することができる。

(役員)

第9条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長（2名）
- (3) 会計
- (4) 理事（若干名）
- (5) 代議員
- (6) 監査役（2名）

2. 会長は理事の互選により選出する。
3. 第1項に定める役員は、代議員の互選により選出する。
4. 役員の任期は2年とする。
5. 副会長、会計及び監査役は会長が指名する。
6. 代議員は会員100名に1名の割合で地域配分を考慮して会長が指名し総会の承認を得るものとする。
7. 会長は相談役及び顧問を指名することができる。

(職務)

- 第10条 会長は、この会を代表し会を統括し、必要ある場合は理事会を開催することができる。
2. 副会長は、会長を補佐し、これに事故あるとき、又は欠席のときは、その職務を代行する。
 3. 会計は会の経理を担当する。
 4. 監査役は、会の業務及び財産の状況を監査する。
 5. 理事は、会の執行をおこなう。
 6. 代議員は、総会の議決権をゆうする。
 7. 相談役及び顧問は会の発展のため会長に意見を行うことができる。

(解任)

- 第11条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の議決により、これを解任することができる。
- (1) 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(総会)

- 第12条 この会の総会は代議員を持って構成し、年に1回開催するものとする。但し、必要あるときは臨時に開催できるものとする。
2. 総会は、以下の事項についてぎけつする。
 - (1) 会則、事業等の変更
 - (2) 会の解散
 - (3) 事業計画及び収支予算
 - (4) 事業報告及び収支決算
 - (5) 役員を選任又は解任
 - (6) その他会の運営に関する重要事項
 3. 総会は、代議員の過半数の出席により成立する。
 4. 総会の議事は、出席した代議員の過半数を持って決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(議事録)

- 第13条 総会の議事については、議事録を作成する。

(役員会)

- 第14条 役員会は、役員を持って構成する。
2. 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決をようし

ない業務の執行に関し議決する。

(事業報告書及び決算)

第15条 会長は、毎年事業年度終了後2ヶ月以内に事業報告書及び収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第16条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第17条 この会は、事務を処理するため事務局を置く。

(委任)

第18条 この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(変更)

第19条 この会則は、総会において、出席者の過半数の承認がなければ変更できない。

附則

この会則は、令和4年1月8日から施行する。

